

第5回余市町民自治推進委員会

令和2年9月28日開催

1 開会 午後5時58分

2 余市町民自治推進委員会スケジュール表（案）について

事務局からスケジュール変更について説明、委員了承

3 町民アンケート調査結果について

事務局から資料2に基づいて説明

3 検 討

・第11条・第12条について

委員長：委員から、この条例で手薄と思われる条文の第11条と第12条について提案がありましたので、趣旨説明をお願いします。

委員：第11条へ、4項を追加しました。

第12条へ、2項を追加しました。条文を読んで説明いたします。

第11条第2項 議員は、町民自治によるまちづくりを推進するため、町民の意思を把握し、政策の形成に反映させる責務を有します。

第3項 議会は、政策形成機能の充実を図るため、積極的に調査研究を行うとともに、広く専門家等の知見を生かすよう努めます。第4項 議会は、十分な討論により町政における争点を明らかにするとともに、審議に関する情報を公開することなどにより、開かれた議会運営に努めます。

第5項 議会は、議会の活動内容に関する情報を積極的に町民に提供するとともに、広く町民の声を聴く機会を設ける責務を有します。

次は12条です。ここでは議員を町民の一人と考えて第5条町民の基本姿勢と役割を守ってくれていることを前提にしています。議員の不祥事がありましたけど、当該議員の資質は自分達で守るべきだということです。

第12条第2項 議員は、まちづくりについての自らの考えを町民に明らかにするとともに、広く町民の声を聴き、これを政策形成及び議会の運営に反映させるように努めます。第3項 議員は、調査研究活動等を通じ、議会における審議及び政策立案活動を充実させるよう努めます。

委員長：いま御説明あったとおり、現行は各1項ですが、それぞれ情報の量としてはきっちり入っている。現行の法の中でしっかり整理され規定されていると感じた。議会のところはやや弱いところでありましたので、内容につきましては、これから揉んでいきますが、御賛同いただければ答申の中にこの条文を入れられたらいいのではないかなと思います。

また、委員の中で他に条文を入れてはどうだろうということがあれば、委員のみなさまの同意の上で、条文入れたらいいのではないかなと思います。

委員長：それでは次は13条～18条です。

・第13条について

委員：本来13条に書くべきか、あるいは16条に書くべきかと言うところがありますが、町の役割について、書かれていることは、時間軸で考えたときに点で見たときの動きの指針が書かれている。内容については間違っていない。ただ、長い軸で見たとき本当に過不足ないかどうか気になっている。存続する意思を持っているのであればそれを条文にいれるべきだと思います。その点について、次回にでも条文（案）について提案したいと思います。

委員長：次回条文案を御用意いただけるということですね。

委員長：今お話しされたことは、余市町民自治基本条例の前文の第2段落に書かれている箇所がお話されたことにややつながるのかなと思います。

委員：前文と条文で同じ意思を持つ解釈をするのであればいいが、ただ違うと思う。

委員長：条文で対応できるのであれば条文案を提案していただきたい。

委員：具体策だけをあれば良いという発想があるので、それであれば16条に書き加えれば良いと思います。

委員長：いずれにしても条文をいじるということですね。

委員：そうです。次回提案します。

委員長：いま言われたようなことは、前文なのでしょうけど、この条例自体は、そんなに既判力はない。たしかに前文と本文で過去の条項で既判力の差があることはあるのですが、この条例は基本条例ですから誰かの権利、自

由を制限したりするものではない。

委員：変える話をしたい、あるいは自治を機能させるもの変えられるものを加えられるか否かなので、その件について次回に案を提出します。

・第14条について

委員：この条文はこの条文でかまわないと思います。

委員長：今回で終わりではないので、お気づきの点がございましたら後ほどでも御発言してください。

・第15条について

委員長：余市町の条例の中では手厚くなっている条文となります。

条文数が多いのは二セコ町で57条ありますが、職員の責務については、27条の2項、札幌市は33条ありますが、14条の1項のみ、余市町の条文37条ありますが 職員の責務については、15条1項～3項あります。

小規模自治体は職員の人数が少ないので、1人1人の職員の能力、資質、やる気が非常に問われるので、そういう気持ちの表れかなと思います。

委員：町の職員がそうだと言っているわけではないが、よく聞く話だが前例踏襲主義に対する姿勢を変えていかなきゃなと思います。

委員：役場の人事異動が早いので、自分たちの役割や変化に応じた対応ができるのか。

事務局：他の市町村人事異動と同様に3～4年間隔で行っている。例外は保健師、各種免許を持った職員についてはほとんど異動がない状況です。

委員長：以前は2～3年と言われていたので、少し長くなっているのではないか。

委員：条文としてはよいと思うが、第3項の中の創意工夫できるようなシステムになっているのかお聞きしたい。条文にあっても活用できなければ意味がない。

委員長：創意工夫の例の一つとして職員提案制度はあるのでしょうか。

事務局：職員提案制度は従前からありますが活用実績はまだまだ少ないというのが現状です。

委員：条文では、創意工夫、自己研さんとしか書けないが、町民から見える形で取組を行ってほしい。

委員長：条文につきましては、前例踏襲が気になりますが、後からまた見直しますが、だいたいはこれでよろしいでしょうか。

・第16条について

委員長：自治法で以前は義務づけられていたが、今はなくなった。しかし、多くの自治体で作成している。余市町ではこの条例に位置付けられています。

委員：13条のところでお話しましたが、次回、条文を提案します。

・第17条について

委員長：予算説明書は全戸配布しているのか。

委員：広報に掲載されている。

事務局：以前は全戸配布していました。現在は広報で周知している。

・第18条について

委員：この条文については、当たり前のことが書かれているのでこのままでいいのではないか。

委員長：全体を通して何かございませんか。

・アンケートについて

委員：アンケートの話に戻るが、アンケート集計したら終わりなのか。もう少し条例を知ってもらうための改善案を考えた方がよい。

事務局：町民アンケートの結果、いろいろ御意見があるのがわかった。条例に限った話ではございませんが、わかりやすく周知できる方法について検討していきたいと思っております。

委員：SNSで発信したほうがよいのではないか。拾える人拾えない人がいるのはわかっていて、自治体で発信する難しさもわかっているが、拡散性が圧倒的に高いのでやったほうが良いと思う。

委員長：御提案と言うことですね。

4 次回検討予定項目について

次回については、第5章まちづくり（第19条～第23条）について検討する。

5 閉会 午後7時32分